

## 協力金（第9弾本申請分）に関するよくあるご質問

令和4年3月7日

### 【協力金の支給対象について】

**Q 1. 飲食店を営業しており、要請前の営業時間は10時～19時です。協力金の支給対象か？**

A. 営業時間短縮要請の対象とならない店舗は、協力金の支給対象ではありません。

ただし、酒類を提供していた店舗は、終日酒類提供を停止いただくようお願いしております。

**Q 2. 飲食店を営業しており、要請前の営業時間は10時～22時です。協力金の支給対象か？**

A. 営業時間短縮要請の対象となる店舗は、5時～20時までの時短要請及び終日酒類提供（利用者による持ち込み含む）停止要請に応じていただければ協力金の支給対象となり得ます。

詳細は、申請要項に記載してある申請要件をご確認ください。

**Q 3. 1月21日～3月6日の要請期間中、全ての期間において時短等の要請に応じなければ協力金は支給されないのか？**

A. 感染拡大防止の趣旨に鑑み、全ての期間において時短営業等に応じていただく必要があります。

したがって、要請期間の途中から要請に応じた場合や、要請期間の途中で中止した場合は、協力金の支給対象とはなりません。

ただし、準備等、やむを得ない事情がある場合は、要請開始が1月21日（金）に間に合わない場合でも、1月23日（日）までに開始いただければ対象になります。その場合の支給金額は、時短等に協力した日数に応じて算定します。

**Q 4. 営業時間の短縮ではなく、終日休業した場合も協力金の対象となるか？**

A. 要請前の閉店時間が20時を超えているなど、対象要件を全て満たす場合は、終日休業した場合も対象となり得ます。

**Q 5. 要請期間前に臨時休業していた場合は、協力金の対象となるか？**

A. 短期的、一時的な休業であれば、対象となり得ます。

なお、半年以上等相当期間にわたり経営、営業実績が確認できない休業の場合など、要請に応じた営業時間の短縮と言えない場合は、対象となりません。

**Q 6. 要請期間前（又は要請期間中）に廃業したが、協力金の対象となるか？**

A. 要請期間の全期間、要請に応じたと言えないため、対象となりません。

**Q 7. 協力金と岐阜県オミクロン株対策特別支援金は、併給できるか？**

A. 併給できません。

## 【協力金額の算出方法について】

### Q 8. 支給申請金額の算出方法は？

A. 協力金の支給金額は、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）と大企業で算出方法が異なります。それぞれの算出方法は、おおよそ次のとおりです。

なお、具体的な算出方法は、Q 9～Q 12をご覧ください。

#### ＜中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）＞（売上高方式）

① 1日当たりの飲食業の売上高（税抜）を算出する。

要請月（令和4年1～3月）の前年度（令和3年1～3月）、前々年度（令和2年1～3月）又は前々々年度（平成31年1～3月）のいずれかの年の1日当たりの飲食業の売上高（消費税及び地方消費税を除く。以下同じ。（以下「飲食業売上高」という。))を算出する。

② 1日当たりの支給単価を算出する。

1日当たりの飲食業売上高に応じて、定額による支給単価若しくは係数（0.4）を乗じて1日当たりの支給単価を算出する。

③ 支給申請金額を算出する。

1日当たりの支給単価に、時短協力いただいた日数を乗じて支給申請金額を算出する。

※ただし、支給単価に上限あり（10万円/日）。

※早期支給分を申請した場合は、必ず支給申請額から早期支給分申請額（対象外決定分を除く）を控除した金額を申請してください。

#### ＜大企業の場合＞（売上高減少額方式）

※中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）も選択可

① 1日当たりの支給単価を算出する。

要請月（令和4年1～3月）の前年度（令和3年1～3月）、前々年度（令和2年1～3月）又は前々々年度（平成31年1～3月）の1日当たりの飲食業売上高から、要請月（令和4年1～3月）の1日当たりの飲食業売上高を控除した金額に係数を乗じて1日当たりの支給単価を算出する。

② 支給申請金額を算出する。

1日当たりの支給単価に、時短協力いただいた日数を乗じて支給申請金額を算出する。

※ただし、支給単価に上限あり（20万円/日）。

Q9. 岐阜市に所在する飲食店（個人事業者）が令和4年1月21日～3月6日まで、  
 県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

また、早期支給分を受給した場合の支給申請金額は？

〔令和4年1月21日～3月6日（45日間）：まん延防止等重点措置による要請〕

A. 支給申請金額の算出方法は、次のとおりです。

協力金算定表（まん延防止等重点措置による要請）

前年、前々年、前々々年の 1日当たり売上高	～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
協力金の金額	3万円/日 (定額)	3万円/日～10万円/日 (算定式) 1日当たりの売上高×0.4	10万円 (定額)

<前提条件>

時短要請等に応じた期間

令和4年1月21日～3月6日（45日間）

飲食業売上高（例）

平成31年1月：40万円、2月：90万円、3月：70万円

令和2年 1月：150万円、2月：150万円、3月：200万円 \*

令和3年 1月：50万円、2月：100万円、3月：80万円

\*令和2年 > 令和3年 > 平成31年であることから、令和2年の売上高を選択

<算出方法>

①令和2年1～3月の1日当たりの飲食業売上高（税抜）は、

$$\frac{(150 \text{万円} + 150 \text{万円} + 200 \text{万円})}{\begin{matrix} 1月 & 2月 & 3月 \\ 31日 & 29日 & 31日 \end{matrix}} = \underline{54,946 \text{円}} \text{ (小数点以下切り上げ)}$$

②算定表より、54,946円は「～75,000円」に該当することから、

1日当たりの支給単価は 30,000円

③支給申請金額は、

$$30,000 \text{円/日} \times 45 \text{日} = \underline{1,350,000 \text{円}}$$

以上から、支給申請金額は、1,350,000円 となる。

※早期支給分を申請した場合の支給申請金額は、

$$1,350,000 \text{円} - 360,000 \text{円 (早期支給分)} = \underline{990,000 \text{円}} \text{ となる。}$$

Q10. 岐阜市に所在する飲食店（大企業）が令和4年1月21日～3月6日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔令和4年1月21日～3月6日（45日間）：まん延防止等重点措置による要請〕

A. 支給申請金額の算出方法は、次のとおりです。

**協力金算定方法（まん延防止等重点措置による要請）**

協力金の金額

1日当たりの飲食業売上高の減少額×0.4（上限20万円）

<前提条件>

時短要請等に応じた期間

令和4年1月21日～3月6日（45日間）

飲食業売上高（例）

平成31年1月：400万円、2月：100万円、3月：100万円

令和2年 1月：1,500万円、2月：1,000万円、3月：1,000万円 \*

令和3年 1月：500万円、2月：100万円、3月：200万円

令和4年 1月：200万円、2月：100万円、3月：150万円

\*令和2年 > 令和3年 > 平成31年であることから、令和2年の売上高を選択

<算出方法>

①令和2年及び4年の1～3月の1日当たりの飲食業売上高（税抜）は、

令和2年

$(1,500 \text{万円} + 1,000 \text{万円} + 1,000 \text{万円}) \div (31 \text{日} + 29 \text{日} + 31 \text{日}) = 384,616 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

1月 2月 3月 1月 2月 3月

令和4年

$(200 \text{万円} + 100 \text{万円} + 150 \text{万円}) \div (31 \text{日} + 28 \text{日} + 31 \text{日}) = 50,000 \text{円}$ （小数点以下切り上げ）

1月 2月 3月 1月 2月 3月

②1日当たりの支給単価は、

$(384,616 \text{円} - 50,000 \text{円}) \times 0.4 = 133,847 \text{円}$

→1千円未満切り上げで、134,000円

※支給単価の上限は20万円のため、20万円 > 134,000円

③支給申請金額は、

$134,000 \text{円} / \text{日} \times 45 \text{日} = \underline{6,030,000 \text{円}}$

以上から、支給申請金額は、6,030,000円 となる。

Q 1 1. 岐阜市に所在する飲食店（個人事業者）で、令和3年7月1日に新規開業し、令和4年1月21日～3月6日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

また、早期支給分を受給した場合の支給申請金額は？

〔令和4年1月21日～3月6日（45日間）：まん延防止等重点措置による要請〕

A. 新規開業後1年を経過しておらず、確定申告の時期が未到来の場合は、新規開店特例により算定してください。

※別途、新規開業したことを証する書類を提出してください（税務署の收受印があるもの）。

協力金算定表（まん延防止等重点措置による要請）

前年、前々年、前々々年の 1日当たり売上高	～7.5万円	7.5万円～25万円	25万円～
協力金の金額	3万円/日 (定額)	3万円/日～10万円/日 (算定式) 1日当たりの売上高×0.4	10万円 (定額)

<前提条件>

新規開業日から時短要請開始日の前日までの飲食業売上高（例）

令和3年 7月1日～ 7月31日（31日間）：50万円  
 8月1日～ 8月31日（31日間）：60万円  
 9月1日～ 9月30日（30日間）：50万円  
 10月1日～10月31日（31日間）：40万円  
 11月1日～11月30日（30日間）：60万円  
 12月1日～12月31日（31日間）：70万円  
 令和4年 1月1日～ 1月20日（20日間）：10万円

<算出方法>

① 1日当たりの飲食業売上高（税抜）

$(50万円 + 60万円 + 50万円 + 40万円 + 60万円 + 70万円 + 10万円) \div$   
 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

$(31日 + 31日 + 30日 + 31日 + 30日 + 31日 + 20日) = \underline{16,667円}$ （小数点以下切り上げ）  
 7月 8月 9月 10月 11月 12月 1月

②算定表より、16,667円は「～75,000円」に該当することから、  
 1日当たりの支給単価は 30,000円

③支給申請金額は、  
 $30,000円/日 \times 45日 = \underline{1,350,000円}$

以上から、支給申請金額は、1,350,000円 となる。

※早期支給分を申請した場合の支給申請金額は、  
 $1,350,000円 - 360,000円（早期支給分） = \underline{990,000円}$  となる。

Q12. 岐阜市に所在する飲食店（大企業）で、令和3年7月1日に新規開業し、令和4年1月21日～3月6日まで、県の要請に全面的に応じた場合の支給申請金額の算出方法は？

〔令和4年1月21日～3月6日（45日間）：まん延防止等重点措置による要請〕

A. 新規開業後1年を経過しておらず、確定申告の時期が未到来の場合は、新規開店特例により算定してください。

**協力金算定方法（まん延防止等重点措置による要請）**

協力金の金額	1日当たりの飲食業売上高の減少額×0.4（上限20万円）
--------	------------------------------

<前提条件>

新規開業日以降の飲食業売上高（例）

令和3年 7月1日～ 7月31日（31日間）：250万円  
 8月1日～ 8月31日（31日間）：150万円  
 9月1日～ 9月30日（30日間）：140万円  
 10月1日～10月31日（31日間）：130万円  
 11月1日～11月30日（30日間）：150万円  
 12月1日～12月31日（31日間）：180万円  
 令和4年 1月1日～ 1月31日（31日間）：150万円  
 2月1日～ 2月28日（28日間）：130万円  
 3月1日～ 3月31日（31日間）：160万円

<算出方法>

①新規開業日から時短要請月の前月末までの1日当たりの飲食業売上高（税抜）

(250万円+150万円+140万円+130万円+150万円+180万円) ÷  
 7月 8月 9月 10月 11月 12月  
 (31日+31日+30日+31日+30日+31日)  
 7月 8月 9月 10月 11月 12月

=1,000万円÷184日=54,348円（小数点以下切り上げ）

令和4年1～3月の1日当たりの飲食業売上高（税抜）

(150万円+130万円+160万円) ÷ (31日+28日+31日) =48,889円（小数点以下切り上げ）  
 1月 2月 3月 1月 2月 3月

②1日当たりの支給単価は、

(54,348円-48,889円) ×0.4=2,184円→1千円未満切り上げで、3,000円

※支給単価の上限は20万円のため、3,000円<20万円

③支給申請金額は、

3,000円/日×45日=135,000円

以上から、支給申請金額は、135,000円 となる。

**Q 1 3. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の場合、売上高を基準とした計算方式と、売上高減少額を基準とした計算方式のどちらを使った方がよいですか？**

A. どちらの方式を用いるかは、申請要項に記載のフローチャートを参考に、各自で判断していただくようお願いします。

なお、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）については、事業所ごとの売上減少額の算出が困難な場合が想定されることから、売上高を基準とした計算方式と売上高減少額を基準とした計算方式を選択できる形をとっており、中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の事務負担を配慮したものとなっています。

**Q 1 4. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）の場合、売上高方式と売上高減少額方式のいずれかを選択可とのことですが、店舗ごとに計算方式を分けてもよいですか？**

A. 店舗ごとに計算方式を分けていただいても結構です。

**Q 1 5. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）が売上高減少額方式を利用した場合も、大企業と同様に1日あたりの上限額が適用されますか？**

A. 中小企業・小規模企業（個人事業者を含む）であっても、売上高減少額方式を利用して計算した場合は、大企業と同様に上限額（20万円/日）が適用されます。

**Q 1 6. 個人事業者が法人成りした場合、個人事業者で営業していた際の売上高を協力の算定に用いることはできますか？**

A. 法人成りにより、令和4年1月の店舗の事業者と平成31年～令和3年のいずれかの年の1月の店舗の事業者が異なっているものの、事業の継続性があると認められる場合は、個人事業の時の飲食業売上高を基準として1日当たりの支給単価を算出することは可能です。

ただし、履歴事項全部証明書や法人設立届出書等、事業の継続性を説明する書類を提出していただく必要があります。

なお、合併や事業承継などの場合も同様の扱いとなり、合併の場合は履歴事項全部証明書等、事業承継の場合は個人事業の開業・廃業届等を提出していただきます。



**Q 17. 事業者が飲食業及び飲食業以外の事業を行っている場合、売上高はどのように計算すればよいですか？**

A. 飲食事業の売上高の算定対象となるのは、時短等要請の対象となっている飲食業の売上高のみです。

したがって、例えば、飲食品のテイクアウトに係る売上高、飲食業に合わせて行う物品販売やカラオケに係る売上高などは、原則として飲食業売上高から除外して算出してください。

**Q 18. 売上高は、税抜と税込のどちらで計算するのですか？**

A. 消費税及び地方消費税を除いて計算してください。

なお、税込経理方式を採用している場合など、税抜き売上高が分からない場合は、税込売上高を「1.1」（平成31年分の売上高を使用する場合は、「1.08」）で割り、小数点以下を切り上げて税抜き売上高を算出してください。

**Q 19. 中小企業の定義は？**

A. 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者及び会社以外の法人等（人格なき社団等を含む。以下同じ。）で、その営む主たる事業の区分に応じ、従業員数が中小企業基本法における中小企業の基準以下の法人等（以下「中小企業」という。）です。

具体的には、飲食業については、資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が50人以下の会社及び個人、カラオケ店などのサービス業については資本金の額又は出資の総額が5,000万円以下の会社並びに常時使用する従業員数が100人以下の会社及び個人です。

業 種	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5,000万円以下	100人以下
④サービス業のうち旅館業	5,000万円以下	200人以下
⑤小売業	5,000万円以下	50人以下

※「資本金の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員の数」のいずれかの条件を満たすこと。

## 【協力金の申請について】

### Q 2 0. 協力金（第9弾）の申請書類はどこにありますか？

A. 岐阜県公式ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.gifu.lg.jp/site/covid19/196002.html>

また、県事務所の振興防災課のほか、各市町村の市役所等の所定の窓口で配付しています。

### Q 2 1. オンラインでの申請は可能ですか？

A. オンラインでの申請は受け付けません。

### Q 2 2. 申請書の提出はどのような方法がありますか？

A. 申請書類の提出は、郵送のみ受付します。提出の際は、簡易書留など郵便物の追跡が可能な方法をお願いします。

なお、送料不足の場合は返送されます。その結果、提出期限に間に合わなかった場合は、受付できません。

### Q 2 3. 協力金はなるべく早く申請しないと無くなってしまうのですか？

A. いいえ、そのようなことはありません。申請受付期限である5月6日（金）までに郵送で提出してください。当日の消印有効です。

### Q 2 4. 申請者と通帳に記載されている口座名義が異なってもよいですか？

A. 振込口座は必ず申請者名義の口座としてください。法人の場合は当該法人口座に、個人事業者の場合は当該申請者本人の口座に限ります。

### Q 2 5. 誓約書は自作のものでもよいですか？

A. いいえ。必ず「様式3」をご利用ください。

**Q 2 6 . 通帳の写しはどの部分をコピーすればよいですか？**

A. 金融機関名、口座名義人、口座番号、支店名が記載されているページをコピーいただき、提出してください。

なお、協力金第5弾以降を受給済の方で、最新の振込先に変更がない場合は、様式1の「1. 変更なし」を選択のうえ、通帳の写しの添付を省略することが可能です。

**Q 2 7 . 協力金の支給を受けた場合、課税対象となりますか？**

A. 協力金は事業所得等に区分されるものであるため、所得税等の課税対象となります。ただし、協力金の支給額を含めた1年間の収入から必要経費を差し引いた収支が赤字となる場合等、税の負担が生じないこともあります。

**Q 2 8 . 持続化給付金は、売上高に含めてよいですか？**

A. 持続化給付金は、飲食業売上高ではないため、売上高から除外してください。

その他の給付金の取扱いは、それぞれ各給付金の支給要項等をご確認ください。

## 【添付資料について】

**Q 29. 税務署に確定申告書を提出したが税務署受付印（收受印）がない場合はどうすればよいですか？**

A. 確定申告書の写しに加えて、「納税証明書（その2所得金額用）」（電子納税証明書を印刷したもの可）を提出してください。

なお、確定申告書と所得課税証明は、同一年（度）のものとしてください。

※納税証明書もない場合は、「課税証明書」又は「非課税証明書」（事業所得金額の記載があるもの）を提出してください。

※個人事業主で該当年に所得税の確定申告義務がなかった方は、住民税申告書の控え（收受日付印あり）を提出してください。

**Q 30. 新規開業のため決算期や申告時期を迎えておらず、確定申告書の作成を行っていない場合はどうすればよいですか？**

A. 税務署へ提出した法人設立届、開業届の写しを提出してください。

なお、税務署の受付印（收受印）が押印されたもの、受付番号があるものの写しを提出してください。

**Q 31. これまで飲食業を営んでいませんでしたが、令和3年に入ってから新たに飲食事業を始めました。確定申告書の写しは、前年度の飲食事業が含まれていないものを提出すればよいですか？**

A. 新たに飲食事業を開業し、確定申告の時期が未到来の場合は、確定申告書の提出は不要です。新規開店特例に倣って申請してください。

**Q 32. 営業許可証の写しを提出する必要はありますか？**

A. 要請の全期間中に有効な飲食店営業許可証、喫茶店営業許可証の写し、その他営業に必要な許可証の写しを提出してください。

なお、要請期間中に許可証を更新している場合は、新旧とも許可証の写しを提出してください。

**Q 3 3. 1つの営業許可で2店舗を営業している場合、2店舗分の協力金を申請することができますか？**

A. 1つの営業許可につき1店舗分の申請としているため、1つの営業許可で2店舗分の申請をすることはできません。

**Q 3 4. 本人確認書類としてマイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出してよいですか？**

A. 構いません。ただし、マイナンバーカード（個人番号カード）の写しを提出していただく場合は、表面（写真の面）のみコピーしてください。マイナンバーが記載された裏面のコピーは提出しないでください。

なお、協力金第5弾以降を受給済の方で変更がない場合は、本人確認書類の提出を省略することが可能です。

**Q 3 5. 時短等に協力していることを第三者が分かる書類とは何ですか？**

A. 時短等要請に応じて、全面的にご協力いただいたことがわかる自社ホームページ画面の写し、店頭に掲示されている告知チラシやその掲示状況を撮影した外観写真などが考えられます。

事業者等の名称や時短等の状況（従前の営業時間と時短中の営業時間）がわかるようにしてください。

また、複数の店舗分をまとめて申請する場合は、店舗ごとに時短を確実に実施していることがわかる書類を用意してください。

なお、確認できる資料が複数ある場合は、審査がスムーズに進むよう、複数の資料提出をお願いします。

**Q 3 6. 様式2（2枚目）で提出が求められている営業時間短縮、酒類の提供停止の状況が分かる書類とは、写真のほかにもどのようなものが考えられますか？**

A. WEBサイトの写し、店頭の休業等を明示した掲示物等の写しなどの他、情報誌の掲載ページの写しやSNSページの写し等、広く不特定多数に周知しているものが考えられます。

**Q 3 7 . 追加で提出を求められるのはどのような場合ですか？**

- A. 申請書類に不備や不明瞭な箇所等がある場合や営業実態、売上金額が確認できない場合に、別途資料の提出を求めることがあります。なお、提出を求めた資料が期限までに提出されない場合や、不明瞭な部分が改善されない場合は不支給として決定します。  
また、申請書類として提出されたものは、返却しません。

**Q 3 8 . 確定申告書の提出後に本社住所及び代表者が変更となり、確定申告書の記載と異なるが、追加で提出が必要な書類は何ですか？**

- A. 法人の履歴事項全部証明書を提出してください。